

○保険会社向けの総合的な監督指針（本編）

改正案	現 行
<p>I～II （略）</p> <p>保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 生命保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>①～④ （略）</p> <p>登録申請書の添付書類</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは、<u>次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p>(ア) 住民票記載事項証明書</p> <p>(イ) 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>(ウ) 印鑑登録証明書</p> <p>(エ) 有効期限内の次の書類の写し</p> <p>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード</p> <p><u>(注) 定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</u></p> <p>III-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>①～④ （略）</p> <p>登録申請書の添付書類</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは、<u>次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、寄付行為又は商業登記簿謄本・抄本等をいう。</u></p> <p>(ア) 住民票記載事項証明書</p> <p>(イ) 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>(ウ) 印鑑登録証明書</p> <p>(エ) 有効期限内の次の書類の写し</p> <p>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身</p>	<p>I～II （略）</p> <p>保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 生命保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>～④ （略）</p> <p>登録申請書の添付書類</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号に規定する「これに代わる書類」とは、 次の書類をいう。</p> <p>(ア) 住民票記載事項証明書</p> <p>(イ) 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>(ウ) 印鑑登録証明書</p> <p>(エ) 有効期限内の次の書類の写し</p> <p>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード</p> <p>III-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認</p> <p>①～④ （略）</p> <p>登録申請書の添付書類</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号に規定する「これに代わる書類」とは、 次の書類をいう。</p> <p>(ア) 住民票記載事項証明書</p> <p>(イ) 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>(ウ) 印鑑登録証明書</p> <p>(エ) 有効期限内の次の書類の写し</p> <p>運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基</p>

○保険会社向けの総合的な監督指針（本編）

改 正 案	現 行
<p>体障害者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード</p> <p><u>(注) 定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</u></p>	<p>本台帳カード</p>